

R8 猿委 3 第 1 号 猿田発電所 低濃度 PCB 廃棄物収集運搬・処分業務 委託

(収集運搬) 仕様書

(適用範囲)

第 1 条 本仕様書は、猿田発電所 低濃度 PCB 廃棄物収集運搬・処分業務委託の収集運搬業務（以下「運搬業務」という。）に適用する。

(目的)

第 2 条 本仕様書は、新潟県企業管理者が保管している低濃度ポリ塩化ビフェニル（以下「低濃度 PCB」という）を含有している塗装ケレンくず等の処理のうち運搬業務を適正かつ円滑に履行することを目的とする。

(業務委託期間)

第 3 条 業務委託期間は、契約締結の日から令和 9 年 1 月 29 日までとする。委託期間中に運搬業務に係る全ての手続が完了すること。

(業務の履行義務)

第 4 条 受注者は、契約書、本仕様書及び関係図書に基づき、効率的、経済的かつ適正に運搬業務を履行しなければならない。

(廃棄物及び予定数量)

第 5 条 運搬業務の対象となる低濃度 PCB 廃棄物の性状及び予定数量は次のとおり。

合計 0.6t (想定)

過年度発注工事内発生廃棄物

奥三面発電所保管	内面塗装分ケレンくず : 0.325 t (ドラム缶密閉 13 個)
	ケレンくず付着物 : 0.004 t (ペール缶密封 1 個)

R8 年度発注工事内発生廃棄物(9 月予定)

猿田発電所 2 号水圧鉄管	内面塗装分ケレンくず : 0.250 t (ドラム缶密閉 10 個想定)
	ケレンくず付着物 : 0.020 t (ペール缶密封 5 個想定)

(業務の内容)

第 6 条 運搬業務の内容は、前条の低濃度 PCB 廃棄物の運搬業（受け渡し場所から処分業務を行う施設まで）とする。

(廃棄物の受け渡し)

第 7 条

1. 第 5 条に掲げる低濃度 PCB 廃棄物の受け渡し場所は、猿田発電所及び奥三面発電所とする。
2. 猿田発電所及び奥三面発電所へは県道鶴岡村上線を利用するが現在一般車両通行止めとなっているため、事前に道路管理者に通行許可を得て通行すること。なお現在他ルートは通行不可能となっている。
3. 運搬時 PCB の環境中への流出を防止するため、適切な防護措置を施すこととし、この措置に必要な資機材は受注者側にて準備すること。

(低濃度PCB廃棄物の搬出可能日等)

第8条 前条第1項の受け渡し場所から産業廃棄物を搬出可能時間については、原則として次のとおりとする。ただし、発注者の指示により搬出時間等を変更する場合は、その指示に従うものとする。

- (1) 原則として、平日とする。なお、平日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く日とする。
- (2) 搬出時間は原則として、午前9時00分から午後4時30分の間とする。

(業務管理)

第9条 処分業務を業務提携により受注した場合は、処分業務を行う者が運搬業務を行う者の搬出工程管理を行う。受注者は工程管理に協力すること。

(関係法令の遵守)

第10条 受注者は、業務の履行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号)(以下「廃棄物処理法」という。)及び日本国における関係法令等に従い適正に行うものとする。

(安全管理)

第11条 受注者は、処分業務の履行にあたり労働基準法(昭和29年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他関係法令を遵守し、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。

- 2 運搬業務にあたって、その経路にあたる自治体等が事前協議や協定等により安全管理に関する点検及び測定等の条件がある場合は、それらの事項を遵守しなければならない。

(運搬の変更)

第12条 発注者は、受注者が行う運搬業務が環境上又は安全上適切でないと判断したときは、運搬方法の変更を求めることができる。また、受注者はこれに従わなければならない。

(損害賠償及び補償)

第13条 受注者は、発注者の所有施設を汚染又は損害を与えた場合には、直ちに発注者に報告し、その指示により、受注者の責任で速やかに原形に復旧しなければならない。

- 2 受注者は、運搬業務の履行にあたり、第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負わなければならない。

(故障事故報告)

第14条 受注者は、運搬業務の履行にあたり支障となる故障、事故等の不測の事態が生じた場合、又は生じる恐れがある場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。

(業務実施にあたっての留意事項)

第15条 受注者は、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を得ているものとする。

- 2 受注者は、低濃度PCB廃棄物の運搬経路図を提出するものとし、その経路に低濃度PCB廃棄物が脱落飛散しないよう万全の処置を講じるとともに、交通法規等を遵守して運搬しなければならない。また、万一事故等により脱落飛散した場合は、受注者が全ての責任を負い処理するものとする。

- 3 第7条に掲げる受け渡し場所内の運転については徐行運転とし、関係者以外の立ち入りについて十分注意し、事故のないよう努めなければならない。
- 4 受注者は、発注者から受託した第6条に規定する業務を、他人に再委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得て、廃棄物処理法の定める再委託基準に従う場合は、この限りでない。

(資格を要する業務)

第16条 受注者は、処分業務を履行するにあたり法令等で規定される資格を必要とする業務には、常時資格者を従事させなければならない。

(業務完了報告及び履行の確認)

第17条 受注者は、業務が完了した後、直ちに業務完了報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 運搬業務の履行の確認は、業務完了報告書及びマニフェストB2票に基づき行うものとする。

(疑義等の解決)

第18条 受注者は、本仕様書等に定める事項について疑義が生じた場合には、発注者と協議のうえ決定する。